

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牛久市長 沼田 和利

市町村名 (市町村コード)	牛久市 (82198)
地域名 (地域内農業集落名)	牛久地区 (牛久町, 城中町, 新地町, 遠山町, 庄兵衛新田町, 田宮町, 田宮, 刈谷町, 南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (第2回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

牛久地区は市の南西側に位置し、稲荷川及び遠山川流域には平坦で団地性の優れた水田が広がり、水稻が盛んな地域である一方で、部分的に湧水や排水不良、及び小規模な土地が多いなどの耕作条件や生産性に問題を抱える水田・畑が多く存在する。

また、農業者の高齢化や担い手不足が深刻であり、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の一部は耕作放棄地となり、近年増加の一途を辿っており、加えて代々続く出し手・担い手の信頼関係から別の担い手への付け替えが進まないなど、担い手への集積・集約がうまく進展しない状況である。

さらに、有害鳥獣（アライグマ）の被害についても確認されており、その対策についても課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主力作物である水稻については、今後も生産を持続させ、茨城県特別栽培農作物認証制度による認証を受けた「うしく児童米」について、さらなる規模拡大を目標にし、消費者への購入意欲の推進と高収益化を図っていく。

また栽培方法については、減農薬・減化学肥料栽培を目指し、効率化・省力化を目的としたスマート農業の導入を検討していく。

今後は地域の担い手を中心となり、地区農業発展のため、話し合いを継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後は地区内の中心となる経営体への農地の集積を基本とし、また新規就農者など農業経験は浅いが意欲ある担い手への積極的な集積を推進し、地区全体で農業振興の活性化に取り組んでいく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地の利用権設定については、農地中間管理事業の活用を基本とし、出し手・担い手双方の意向を確認した上で、契約締結を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の育成・確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、箱わなの設置により被害防止を図る。また牛久市の地元猟友会との連携による駆除を実施していく。
- ②環境へ配慮した栽培技術を継続する。